

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
地域創生部 商工港湾課	11月30日	12月20日～ 2月16日	1月18日
地域創生部 地域共生課	11月30日	12月20日～ 2月16日	1月19日
地域創生部 交流観光課	11月30日	12月20日～ 2月16日	1月19日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

交流観光課

指摘事項

【支出事務】

○海外旅費の支出について、市長までの決裁文書が確認できなかったもの

第 31 回北前船寄港地フォーラム in パリに参加のため、交流観光推進事業の海外旅費より、市長分 1,222,640 円（旅行期間：令和 4 年 10 月 15 日から 10 月 22 日まで）、地域創生部長分 962,940 円（旅行期間：市長と同じ）、嘱託出張者 1 名分 811,740 円（旅行期間：令和 4 年 10 月 15 日から 10 月 20 日まで）のほか、キャンセル料 1 名分 140,000 円を含め、旅行主催者である一般社団法人 K が委託した株式会社 N に総額 3,137,320 円を令和 5 年 1 月 12 日に支出している。

酒田市一般職の職員等の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）第 30 条において、「外国旅行の諸費支給については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の規定の適用を受ける国家公務員の例による。ただし、同法の規定により難い場合においては、任命権者が市長と協議して定めるところにより支給する。」と規定されている。

今回の旅費の支出に際し、海外旅費の基準となっている「国家公務員等の旅費に関する法律」別表第二 外国旅行の旅費に規定されている宿泊料を超える金額となっているが、地域創生部長及び嘱託出張者について、旅費条例第 30 条ただし書の規定による市長までの決裁文書が確認できなかった。また、地域創生部長が帰国後に復命書を作成しているが、出張の概要として日程が記載されている以外に所感等として約 600 字の記載しかなく、その内容を見ても出張の成果、3 名もの海外旅費を支出する必要があったのか確認できなかった。

海外旅費の支出については、市民から疑念や不信を抱かれることのない予算執行と復命書の作成に努めるとともに、旅費条例にのっとり、適正な事務手続を行うこと。

【補助金等の支出】

○財政援助団体解散による資産（現預金）が市に納付されていなかったもの

市が負担金を支出し、地域創生部交流観光課が事務局を担っている酒田観光戦略推進協議会（事務局長地域創生部長、会計責任者交流観光課長）については、令和 5 年 6 月 15 日開催の総会において、同日をもって解散することが決議され、解散時に協議会が有する資産（現預金 6,480,408 円）は、市に帰属するものとされていた。

定期監査書類審査時（令和 6 年 1 月 5 日現在）、令和 5 年度歳入を確認したところ、市には納付されておらず、本監査時（令和 6 年 1 月 19 日現在）においても酒田観光戦略推進協議会の通帳に残ったままとなっていた。

酒田観光戦略推進協議会については、令和 4 年度に実施した財政援助団体等監査においても、会計処理及び内部統制体制について指摘事項として文書で市長に報告しているが改善されていなかった。

公金が投入されている以上、適正な会計処理が求められる。適正に事務処理し、解散した団体の通帳は速やかに解約すること。